

○財務省告示第三百十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年十一月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十二月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百九十七回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条、第九年法律第二十三号）第四十六条、十二年法律第三十四号）第七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札

十二	口	イ	一	十	十	九	八	七	口	イ	口							
償還期限	行争非者特	入札発	格第I加	国債市	入札発	振替単位	最小額面金	払込金額	行争非者特	入札発	国債市							
た	平	九	額	五	額	平	す	の	振	五	円	三	十	一	面	た	条	特
償還期が銀行休業日に	成三十一	厘	金額百円につき百円十六銭	厘以上	金額百円につき百円十六銭	成三十一	る。整数倍の金額によるものと	記載又は記録は、最低額面金	替法の規定による振替口座簿	万円	千八百七十六億五千四百三万	千八百七十六億五千四百	兆七千五百五十八億六千二百四	金額で三千八百七十億円	割引短期国債については、額	第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十六	

